

[米国] 最も広い合理的解釈を巡る対立と規則改正

連邦巡回高等裁判所 2018年3月19日判決

原告Power Integrations, Inc. 被告Patent Trial and Appeal Board

No. 2017-1304

河野 英 仁*

抄 録 米国における審査、及び、権利付与後に特許の有効性を判断するレビュー手続きにおいては、クレームの文言を最も広く合理的に解釈する「最も広い合理的解釈 (Broadest Reasonable Interpretation)」が採用されていた。これは特許権侵害訴訟において原則として明細書及び審査経過を基にクレーム解釈を行うPhillips基準とは対立するものである。最も広い合理的解釈の下では、クレーム文言が出願人が意識している以上に広く解釈されることが多く、その結果、新規性または進歩性が否定される可能性も高くなる。

本稿ではクレームの文言「結合された (coupled)」の最も広い合理的解釈が争点となったIn re Power Integrations事件及び同様の点が争点となった近年の事例を解説すると共に、これらの争いに終止符を打つべくなされた2018年11月13日施行の規則改正の内容について解説する。

目 次

1. はじめに
2. In re Power Integrations事件
 2. 1 発明の概要
 2. 2 訴訟の経緯
 2. 3 クレーム1と、先行技術との相違
 2. 4 原告の主張と、審判部の判断
 2. 5 CAFCの判断
3. In re Kevin事件
 3. 1 特許の内容
 3. 2 審査官及び審判官の判断
 3. 3 CAFCの判断
4. IPCOM事件
 4. 1 特許の内容
 4. 2 当事者系再審査の請求
 4. 3 CAFCの判断
5. 規則改正
6. 改正を受けた実務上の注意点
7. おわりに

1. はじめに

USPTOにおける審査及び存続期間の満了していない特許に対するレビュー手続きにおいてはクレーム解釈に当たり最も広い合理的解釈が行われていた。この最も広い合理的解釈はクレームの文言に、クレーム文言そのものが有する広い意味を付与するものであるが、明細書の記載に照らしてその解釈を行わなければならない¹⁾。そのため、クレームの文言解釈に当たりどの程度明細書の記載を参酌するかを巡り争いとなることが多い。

本事件ではカウンタとデジタル／アナログ変換器とが「結合され」ているが、これらが直接結合されているのか、あるいは、メモリを介して結合されているのが争点となった。

* 弁理士 Hideto KOHNO

本稿では本事件における連邦巡回高等裁判所 (CAFC) 判決を紹介すると共に、同様の争点を持つ事件と規則改正内容について解説する。

2. In re Power Integrations事件

2.1 発明の概要

Power Integrations (原告) は、「電源のスイッチング周波数を変化させる周波数ジッタ制御」と称する米国特許第6,249,876号 (以下、876特許という) を所有している。876特許は1998年11月16日に出願され、2001年6月19日に登録された。876特許は、スイッチドモード電源のスイッチング周波数をジッタリングすることによって電磁干渉 (EMI) ノイズを低減する技術である。

争点となったクレーム1は以下の通りである。
クレーム1

電源のスイッチング周波数を変化させるためのデジタル周波数ジッタリング回路であって、

スイッチング周波数を有する信号を生成するための発振器であり、前記スイッチング周波数を変化させるための制御入力を有する発振器と、

前記スイッチング周波数を変化させるために前記制御入力に結合されたデジタル/アナログ変換器と、

前記発振器の出力に結合されたカウンタであり、カウンタにデジタル/アナログ変換器が結合されており、デジタル/アナログ変換器に制御入力を調整させ、電源のスイッチング周波数を変化させるカウンタとを含む。

2.2 訴訟の経緯

2004年原告は、デラウェア連邦地裁に、Fairchild Semiconductor Internationalらを相手取り、特許権侵害訴訟を提起した。2006年、地裁手続は継続中であつたが、USPTOは、876特許のクレーム1に対するFairchildの査定系再審査請求を

認めた。

審査官はMartin (US4,638,417, 以下、先行技術という) によりクレーム1は新規性がないと判断した。審判部は新規性がないとした審査官の決定を維持した²⁾。原告は当該決定を不服としてCAFCへ控訴した。

2.3 クレーム1と、先行技術との相違

先行技術との対比でクレーム1の以下の部分の問題となった。

「前記発振器の出力に結合されたカウンタであり、カウンタにデジタル/アナログ変換器が結合されており、デジタル/アナログ変換器に制御入力を調整させ、電源のスイッチング周波数を変化させるカウンタとを含む。」

一方、先行技術では図1に示すとおり、カウンタ10とデジタル/アナログ変換器12との間に、EPROM11が設けられている。

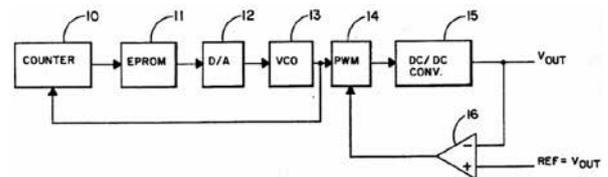


図1 先行技術の回路構成を示すブロック図

すなわちクレーム1では単に、カウンタにデジタル/アナログ変換器が結合され (coupled) と記載されているだけであり、これらの間に他の機器が設置されているか否かは不明な点で、カウンタとデジタル/アナログ変換器との間に消去可能なプログラマブル読み出し専用メモリ (EPROM) を含む先行技術とは相違する。

2.4 原告の主張と、審判部の判断

この相違点に関し、原告は以下の通り主張した。

876特許のクレーム1の文言「結合された coupled」は、明細書及び周囲のクレームの文言に照らして読まれると、2つの回路を「電圧、

電流または制御信号が一方から他方に伝わる」方法で接続されていることを必要とする、と主張した。また原告は、カウンタとデジタル／アナログ変換器との間の「列挙された結合recited coupling」は、「制御の目的のために存在しなければならない」ことを理由に、これらの間にメモリが設けられている先行技術とは相違し新規性を有すると主張した。

一方、審判部は、「先行技術のカウンタは、デジタル／アナログ変換器からカウンタを分離するROMを開示しているため、デジタル／アナログ変換器には接続されていない」とする原告の主張を却下した。審判部は、代わりに一般的な辞書で「カップルcouple」という言葉のいくつかの定義の1つに依拠し、この用語が「(電気回路またはデバイス)を単一の回路に結合to joinする」ことを意味する³⁾と判断した。

そして、審判部はこの解釈を適用し、先行技術では2つのコンポーネントが1つの回路に接続されているため、先行技術が、カウンタをデジタル／アナログ変換器に「結合coupled」していることを開示していると判断した。

2. 5 CAFCの判断

CAFCは、「最も広い合理的解釈基準は広いが、それはクレームの文言と明細書の記載に関わらず、クレーム中の言葉を解釈する自由なライセンスを審判部に与えるものではない」とする判例⁴⁾を挙げた上で、審判部のクレーム解釈は、不当に広範であり、本明細書の開示のいかなる記載も不適切に省略したと述べた。

審判部の「結合された」という言葉の過度に広範な見方の下では、同じ回路内のどこの要素も、その回路内の他の全ての要素にどれほど離れていても、間に介在するコンポーネントの数に関係なく、それらが直列に接続されているか並列に接続されているかに関係なく、潜在的に当該回路における全ての他の要素に「結合され

ている」ということとなる。

(1) クレームの文言についての分析

控訴審において、審判部は、クレーム1には、「カウンタとデジタル／アナログ変換器との間には機能的関係」が必要であることを認めているものの、どのような種類の機能的関係が必要であるかを定義していないことが問題である。

「クレーム解釈は、クレーム自体の文言から始める必要がある⁵⁾」ところ、クレーム1は、カウンタがデジタル／アナログ変換器に制御入力を調整させ、スイッチング周波数を変化させることを規定している。クレームの文言のどこにも、従来技術のように、デジタル／アナログ変換器の出力が、メモリに記憶されたデータに基づいて変化するとは記載していない。

審判部のクレーム解釈に関するもう一つの問題は、クレームの文言を無意味にすることである。上述したように、クレーム1は、カウンタとデジタル／アナログ変換器の両方を含む「回路」を列挙することから始まる。審判部が述べたように、2つのコンポーネントが同じ回路にあることを意味するだけであれば、「デジタル／アナログ変換器がカウンタに結合されている」というフレーズは余分なものになってしまう。

(2) 明細書の記載の分析

さらに根本的に、審判部のクレーム1の文言の過度に広範な解釈は、明細書によってサポートされていない。876特許は、不要な部品を除去し、よりコンパクトな回路を作り出すことを目的としている。

876特許のコラム1の第50-62行には以下の記載がある。

「スナバ及び入力フィルタを追加することによって電源装置のEMIを低減することができるが、その余分な構成要素は、電源装置のサイズ及び重量を増大させ、結果として生じる製品を

望ましくなく増加させる可能性がある。」

またコラム4の第9-10行には以下の記載がある。

「クレームされた発明の利点は、EMI放出を最小限に抑えてコンパクトで安価な電源システムを作り出すことができることである。」

そうすると、カウンタとデジタル／アナログ変換器との間にかさばる予めプログラムされたメモリを含めることは、回路サイズの最小化にフォーカスする876特許と矛盾することとなる。

さらに、876特許に開示されたすべての実施形態は、電圧、電流、または制御信号をデジタル／アナログ変換器に通すカウンタを示している。下記図2は876特許の図1である。

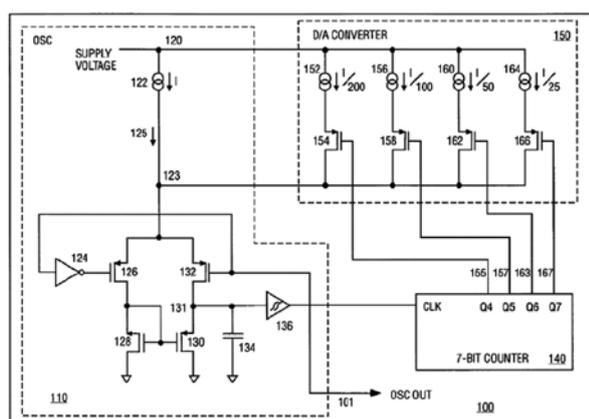


図2 876特許の図1

図2に示すように、デジタル／アナログ変換器150にはカウンタ140が直接接続されており、明細書においてもカウンタ140の出力により、デジタル／アナログ変換器150を駆動する点が記載されている。

図3は876特許の図2である。

図3に示すように、カウンタの出力により、段階的にスイッチング周波数が増加する点が記載されている。逆に、本明細書では、メモリがカウンタとデジタル／アナログ変換器とを分離し、それらの間の必要な制御関係を切り離すシステムをカバーするようにクレームを拡張する

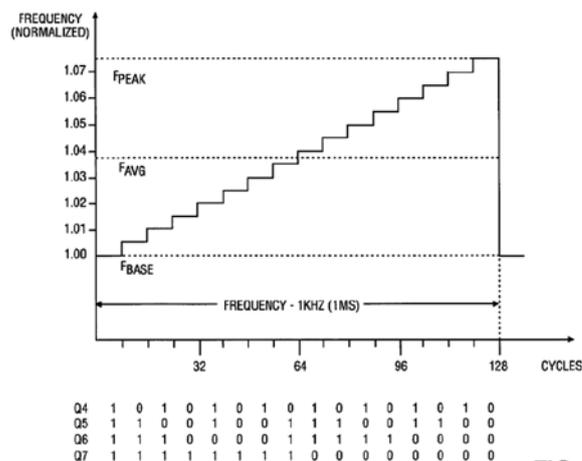


FIG. 2

図3 876特許の図2

ことができることを示唆していない。

審判部は、クレーム及び明細書のいずれもメモリの欠如を要求していないため、クレーム1は、メモリからのデータに基づいてスイッチング周波数が増加する回路を包含するように拡張することができることを主張しているが、CAFCは当該主張は説得力がないとした。

876特許は、あらかじめプログラムされたメモリがカウンタとデジタル／アナログ変換器との間に配置され、変換器の動作を指示する回路を明示的に排除するものではないが、そのような構成は、回路サイズを最小限に抑える必要性を強調する明細書と、他の回路要素ではなく変換器が制御入力を調整するカウンタを特別に必要とするクレームそのものの文言との双方に矛盾する。

CAFCは、以上の理由により、カウンタとデジタル／アナログ変換器との間にメモリが挿入されている構成をも含むとした審判部の文言解釈を否定した。

(3) 新規性の判断

審判部が依拠した先行技術においては、電圧、電流、または制御信号が、カウンタからデジタル／アナログ変換器に出力されることはない。先行技術においては、カウンタは、予めプログ

ラムされたメモリによってデジタル／アナログ変換器から分離されている。この予めプログラムされたメモリは、スイッチング周波数をどのように変化させるかを指定するデータを含む。

従って、クレーム1に記載されているように、カウンタの出力ではなくメモリからの出力データに基づいてスイッチング周波数が変化する。要するに、先行技術は、制御入力を調整するための介在メモリに依存するため、デジタル／アナログ変換器に結合され、制御入力を調整し、電源のスイッチング周波数を変化させるカウンタを開示していない。

以上の理由により、CAFCは、誤ったクレーム文言解釈により新規性を否定した審判部の決定を取り消す判決をなした。

以上述べた最も広い合理的解釈については、審判部と、CAFCとの間で度々意見が分かれている。一般的には審判部が広くクレームを解釈しすぎたために、CAFCがこれを修正することが多い。以下では、「ワイヤレス」の文言解釈が争点となったIn re Kevin事件⁶⁾、及び、機能的クレームに対する最も広い合理的解釈の適用条件が争点となったIPCOM事件⁷⁾を解説する。

3. In re Kevin事件

3.1 特許の内容

Kevin Imes(原告)の米国特許出願09/874,423(423出願)は、通信網を介してデジタルカメラの画像及び映像情報に関して通信を行う装置を対象としている。

423出願の独立クレーム1は、デジタル画像を記憶するメモリ、画像を表示するディスプレイ及び通信要求を受信する入力装置を備える電子装置を記載している。当該電子装置は第1及び第2ワイヤレス通信モジュールを格納するハウジングを含み、第1ワイヤレス通信モジュールは、セルラー通信モジュールであり、第2ワ

イヤレス通信モジュールは「低電力高速通信モジュール」である。

3.2 審査官及び審判官の判断

審査官はクレーム1及び従属クレーム2-5は、米国特許第6,762,791号(Schuetzle)等に基づき、自明であるとして拒絶した。

審査で問題となったのは、Schuerzleが第2ワイヤレス通信モジュールを開示しているか否かにある。図4は、Schuerzleの図1である。Schuerzleは、カメラ30が、画像情報をコンピュータシステム20へ、ワイヤレス通信インターフェースを介して、または／及び、リムーバブルメモリカード35をシステム20へ挿入することにより、送信するシステムを開示している。

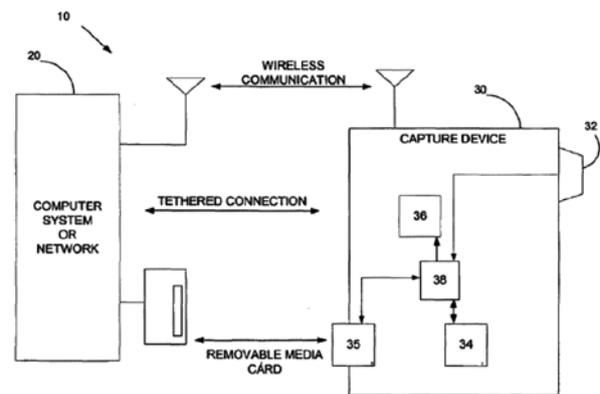


FIGURE 1

図4 Schuerzleの図1

審査官は、Schuerzleのワイヤレス通信インターフェースは、第1ワイヤレス通信モジュールを開示しており、Schuerzleのリムーバブルメモリカード35は第2ワイヤレス通信モジュールを開示していると判断した。

審査官は、リムーバブルメモリカード35は、「ワイヤレス」であると認定した。これはコンピュータシステム20と情報を通信するために、リムーバブルメモリカードはカメラ30から取り外され、コンピュータシステム20に挿入されるからであり、換言すればワイヤは利用しない、

というものである。

審査官はこのように、「ワイヤレス」を、メモリカードがコンピュータに挿入された場合に、リムーバブルメモリカードの金属接点とコンピュータシステムとの通信を含むものとして解釈した。原告は審査官の拒絶を不服として審判部にアピールした。審判部は、Schuerzleは「ワイヤレス通信モジュール」を開示しているとして、審査官の拒絶を維持する審決をなした。原告は審決を不服としてCAFCへ控訴した。

3. 3 CAFCの判断

CAFCは、審判部が、主引例のリムーバブルメモリカード35は、クレームされた第2ワイヤレス通信モジュールを開示しているとした結論は誤りであると判断した。リムーバブルメモリカード35がワイヤレス通信モジュールか否かは、「ワイヤレス」の文言解釈がキーとなる。CAFCは、コンピュータシステムとリムーバブルメモリカードのアナログ金属接点とを通じた通信を含むというUSPTOの「ワイヤレス」の解釈は、直接的であり、明細書に基づく最も広い合理的解釈に矛盾すると述べた。

CAFCは423出願の明細書の記載に注目した。423出願は、明細書において明示的にかつ疑いようもなく「ワイヤレス」を、「ワイヤレスは、電磁気または音波が、ワイヤを通じてというよりむしろ、大気空間を通じて信号を送る通信、監視、または制御システムであり」と定義している。423出願は、一貫して文言「ワイヤレス」を、Bluetooth及び様々な通信プロトコル等のように、大気空間を通じて信号波を送る方法及び装置をいうものとして使用している。

リムーバブルメモリカードの金属接点は、信号を、電磁気または音波を使用して大気空間を通じて伝送するものではない。以上の理由により、CAFCは、リムーバブルメモリカード35は、明細書の観点から、文言の最も広い合理的解釈

に基づくワイヤレス通信モジュールではないと結論づけた。

4. IPCOM事件

4. 1 特許の内容

IPCOM (原告) は米国特許第6,879,830号 (830特許) を所有している。830特許は、図5に示すように、携帯電話ネットワークにおいて、携帯電話またはモバイルステーションMSの、第1ベースステーション (BS1) から第2ベースステーション (BS2) へのハンドオーバーを実行する方法を記述している。

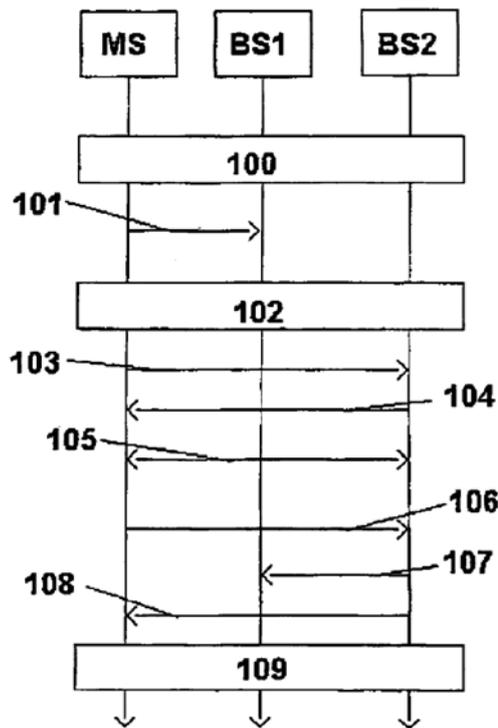


図5 830特許の図5

争点となった830特許のクレーム1要部は以下のとおりである。

1. 第1ベースステーションから第2ベースステーションへのハンドオーバーを達成する第1ベースステーション及び第2ベースステーション

ンを含むネットワークにおいて使用するためのモバイルステーションにおいて、

・・・

ハンドオーバーが成功しなかった場合、第1ベースステーションへのリンクを再アクティベートするアレンジメントと

を備える。

クレーム1の「リンクを再アクティベートするアレンジメント (arrangement for reactivating the link)」の解釈が問題となった。

4. 2 当事者系再審査の請求

HTC(被告)は830特許に対する当事者系再審査を審判部に請求した。原告は「リンクを再アクティベートするアレンジメント」は機能的クレームであり、明細書に記載された具体的なアルゴリズムに限定解釈すべきと主張したが、審判部は明細書に記載のアルゴリズムに限定せずに最も広い合理的解釈を採用し、複数の先行技術の組み合わせにより830特許のクレーム1は自明であり無効との決定をなした。原告は決定を不服としてCAFCに控訴した。

4. 3 CAFCの判断

IPCOM事件では、クレームが機能的記載である場合に、最も広い合理的解釈をどのように適用すべきかが問題となった。

米国特許法第112条(f)は以下の通り規定している。

組合せに係るクレームの要素は、その構造、材料またはそれを支える作用を詳述することなく、特定の機能を遂行するための手段または工程として記載することができ、当該クレームは、明細書に記載された対応する構造、材料または作用、及びそれらの均等物を対象としているものと解釈される。

つまりクレームには機能的な記載を許容する

ものの、その代償としてクレームの範囲は明細書に記載された具体的な実施例の構造、アルゴリズム等及びその均等物に限定するというものである。

審判部は、争点となった「リンクを再アクティベートするアレンジメント」の文言について、機能的クレームと認定したが、この機能的クレームに対する解釈を誤ったのである。

原告は、リンクを再アクティベートするアレンジメントを実行する830特許の明細書に開示された3ステップアルゴリズムを提案したが、審判部は原告の主張を拒絶した。CAFCは、審判部は、適切なアルゴリズムを明細書から特定しておらず、当該判断は、Donaldson CAFC大法廷判決⁸⁾(Donaldson事件)に反することとなると述べた。

Donaldson事件において、USPTOは、明細書における内容を考慮することなく、機能的クレームの構成要件を、記載された機能を実行することのできるあらゆる手段を含むよう解釈して、Donaldsonのクレームを拒絶した。

USPTOは、そのようなプラクティスは、USPTOにより使用されている最も広い合理的解釈により許されると主張した。CAFC大法廷は、USPTOは米国特許法第112条の文言に従わなければならないと判断しUSPTOの主張を拒絶した。米国特許法第112条(f)における機能的クレームの構成要件の解釈は、明細書を見なければならず、また、当該文言を、明細書に記載された対応する構造、材料、作用及びその均等物に基づき解釈しなければならないとした。

CAFCは、USPTOにおける特許性判断であるか、裁判所における有効性・侵害判断であるかを問わず、米国特許法第112条(f)が適用されると判断した。言い換えれば、米国特許法第112条(f)は、USPTOが機能的クレームの文言を最も広い合理的解釈に基づきどこまで広く解釈することができるかの制限を課しており、

USPTOは、特許性の判断を行う際に、そのような文言に対応して明細書に開示された構造を無視することができない。

原告が主張する「リンクを再アクティベートするアレンジメント」に対応する構造は、トランシーバに接続されたプロセッサであり、リンクを再アクティベートするためにメッセージを系統立てて送信するようプログラムされたプロセッサである。そして、このプロセッサは汎用のものであり、さらに以下の3つのアルゴリズムにより特定される。

- (1) 第2ベースステーションからの拒否を受信する
- (2) メッセージを第1ベースステーションへ、第1ベースステーションへのリンクを維持すべく送信する
- (3) 当該第1ベースステーションからのメッセージを受信することにより第1ベースステーションへのリンクを再確立する

CAFCは、これら3つのアルゴリズムと先行技術とを具体的に比較することなく、「リンクを再アクティベートするアレンジメント」を広く解釈し、先行技術からクレーム1は自明とした審判部の判断を破棄する判決をなした。

5. 規則改正

USPTOは、2018年10月11日、IPR、PGR及びCBM（ビジネスモデル特許暫定レビュー）手続きにおけるクレーム解釈を従来の最も広い合理的解釈（Broadest Reasonable Interpretation）から、民事訴訟手続きで確立されているPhillips基準に変更する改正規則を公表した。

従来は、特許存続期間の満了していない特許に係るレビュー手続及びレビュー結果に対する控訴審において、最も広い合理的解釈が適用される一方で、民事訴訟における技術的範囲の解釈及び特許無効の抗弁における文言解釈におい

てはPhillips基準が適用されることから、係争ルートにより文言解釈手法が異なるという矛盾を有していた。この問題を解消すべく2018年5月9日規則改正案を公表し、パブリックコメントをヒアリングした上で、改正規則を2018年10月11日に公表した。

本規則改正は2018年11月13日に施行され、同日以降に申請されるIPR、PGR及びCBM手続きにおいて適用されることとなる。これにより、レビュー手続きにおいてはPhillips基準に基づく文言解釈に統一される。

IPRの規則改正は下記に示す米国特許法規則42.100である。なお、PGR及びCBMについても規則42.200及び42.300においてそれぞれ改正がなされた。

42.100 手続き；継続

(b) IPR手続きにおいて、特許のクレーム、または、規則42.121に基づく補正申立てで提案されたクレームは、35 U.S.C.282(b)の下での民事訴訟においてクレームを解釈するために使用されるものと同じクレーム解釈基準を用いて解釈されるものとする。これには、当業者に理解されるようなクレームの通常及び慣習的な意味、及び、特許に関する審査経過に従って、クレームを解釈することを含む。IPR手続きにおいて適時に記録されている民事訴訟またはITC（International Trade Commission）手続きにおけるクレーム文言に関する先のクレーム解釈は、考慮される。

6. 改正を受けた実務上の注意点

今回の規則改正により、最も広い合理的解釈基準が廃止され、レビュー手続きにおいてはPhillips基準が採用されることとなる。しかし、下記表1にまとめたように、通常の審査、審判及び査定系再審査においては引き続き最も広い

表1 BRIとPhillips基準との対比表

解釈基準	ステージ	解釈手法
最も広い合理的解釈	審査, 審判, 査定系再審査等	クレームを明細書の記載に照らして最も広く解釈
Phillips基準	IPR, PGR, CBM, 各レビュー手続きの控訴審, 特許民事訴訟, ITC手続等	クレームを内的証拠であるクレームの文言そのもの, 明細書, 図面, 審査経過に基づいて解釈。次いで外的証拠である辞書, 専門家意見等を用いて解釈

合理的解釈の下で文言解釈が行われるため、注意が必要である。

米国の審査においては思いのほかクレームが広く解釈され、拒絶理由通知を受けることが多い。これは出願人が認識している以上に、最も広い合理的解釈基準により、一つ一つのクレーム文言が広く解釈されていることに起因する。

本事件では、クレームに記載した要素間に、全く無関係の他の要素を含めて広く解釈され、In re Kevin事件では、ワイヤレスの文言を明細書の記載とはかけ離れて不当に広く解釈され、IPCOM事件では機能的クレームでありながら明細書に記載された以外のアルゴリズムをも含むよう広く解釈された。

このように、出願人が意識している以上に審査官が広くクレーム文言を解釈している結果、審査官との意見が噛み合わず何度も拒絶理由を受けることとなる。審査官と面接を行い、出願人側のクレームの記載の仕方が悪いせいで広く解釈されている事が判明した場合は、審査官の意見に従いクレームを補正する必要がある。一方、審査官がクレームの文言だけにとらわれ、明細書の記載に照らした最も広い合理的解釈がなされていないと判断した場合は、明細書の記載を根拠に反論を試みる必要がある。

一方、IPR等のレビュー手続きを請求する場合、改正前よりもクレームの文言を実施例レベルにまで落とし込んだ上で、慎重に先行技術との一致点・相違点を認定すべきである。特許権者側からの立場からすれば、非常に有利な規則

改正といえる。反論の際、クレームの文言を適宜明細書・図面の記載、さらには審査経過においてなした主張を巧みに利用することで、先行技術との相違点を鮮明にすることができる。もっとも権利行使する際には、禁反言により逆に狭く解釈されないよう注意する必要がある。

7. おわりに

本稿では最も広い合理的解釈に関する最新事例のほか比較的理解しやすい代表的事例を紹介した。出願人及び特許権者が思いもしていない範囲にまでクレームをUSPTOが拡大解釈していることが理解いただけたと思う。

また、タイミングよく本稿執筆の終盤段階で、最も広い合理的解釈と、Phillips基準に基づく解釈との対立を終結させる規則改正がなされた。審査の段階では最も広い合理的解釈により先行技術との厳正な対比が行われた上で質の高い特許が成立し、権利成立後は特許権侵害訴訟における文言解釈と一致し、かつ、不当に広く解釈されることなく安定した特許権の維持、権利行使が可能となるであろう。本稿が米国特許実務に携わる方の参考となれば幸いである。

注 記

- 1) Cuozzo, 793 F.3d at 1279
- 2) In re Power Integrations, Inc., No. 2010-011021, 2010 Pat. App.LEXIS 19305, at *7-12 (P.T.A.B. Dec. 22, 2010)
- 3) Webster's Third Int'l Dictionary of the English

- Language Unabr. 521 (Philip B. Gove ed., 1993)
- 4) Trivascular, Inc. v. Samuels, 812 F.3d 1056, 1062 (Fed.Cir. 2016)
- 5) Amgen Inc. v. Hoechst Marion Roussel, Inc., 457 F.3d 1293, 1301 (Fed. Cir. 2006)
- 6) In re Kevin R. Imes, 14-1206
- 7) IPCOM GMBH & CO. v HTC CORPORATION, 2016-1474
- 8) In re Donaldson Co., 16 F.3d 1189, 1193 (Fed. Cir. 1994)
- (原稿受領日 2018年10月20日)

